

報告第 15 号

三次市立学びの多様化学校等の設置に係る検討会議設置要綱の制定について

三次市立学びの多様化学校等の設置に係る検討会議設置要綱を制定したため、別紙のとおり報告します。

令和 8 年 1 月 13 日

三次市教育委員会教育長　迫　田　隆　範

三次市教育委員会告示第2号

三次市立学びの多様化学校等の設置に係る検討会議設置要綱を次のように定める。

令和8年1月9日

三次市教育委員会

教育長　迫　田　隆　範

三次市立学びの多様化学校等の設置に係る検討会議設置要綱

(設置)

第1条 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学びの多様化学校及び小規模特認校（以下「学びの多様化学校等」という。）の設置に当たり、教育に関する知見を有する者等の意見を反映させるため、三次市立学びの多様化学校等の設置に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学びの多様化学校等の設置に関する提言を行うこと。
- (2) その他、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会議は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門知識を有する者

- (3) 学校関係者
- (4) 各種団体等の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、任命又は委嘱した日から令和9年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に、座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、座長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができます。

- (1) 個人に関する情報を扱うとき。
- (2) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を扱うとき。
- (3) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他、公開に適さないと座長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第7条 会議の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、座長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができます。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も同様とする。

(報償費)

第9条 委員が検討会議の会議に出席した時は、三次市報償費支払基準に基づき、報償費を支給する。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月13日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。